

## 人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

## 外国人労働者に伝えたい年金のしくみ

&lt;社会保障協定、脱退一時金&gt;

発行元：社会保険労務士 山口事務所  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5  
ヒロビル 2F  
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763  
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp  
Homepage：http://www.ys-office.co.jp  
Facebook：http://www.facebook.com/ysoffice

「外国人雇用状況」の届出状況(厚生労働省)によると、平成24年10月末現在で日本には682,450人の外国人労働者がいるとされています。国別では中国が最も多く296,388人(43.4%)、次いでブラジル101,891人(14.9%)、フィリピン72,867人(10.7%)の順になっています。日本企業にとっては、グローバル化に対応できる基幹人材として、また質の良い日本人労働者の不足を補うこと等を目的として外国人労働者の雇用ニーズが高まっています。

今回は社会保障協定等、外国人労働者に関係する日本の年金制度のしくみについて解説します。

## 1. 社会保障協定

社会保険は一般社員の労働時間・日数の4分の3以上働く人であれば国籍に関わらず加入義務が生じます。外国人労働者も社会保険に加入させることとなりますが、場合によっては、本国と日本とで二重に加入し保険料を払わなければならないか、せつかく日本で加入してもその期間分の年金を将来もらえず保険料が掛け捨てになったりするといった問題がありました。

そのような問題を解決するために、特定の国との間で社会保障協定が結ばれています。社会保障協定では、主に次の2つの内容が定められています。

## (1) 二重加入の防止

原則として就労する国の社会保険制度のみに加入することになります。しかし、相手国への派遣期間が5年以内の場合には、引き続き本国の社会保険制度のみに加入することができます。

## (2) 年金加入期間の通算

両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために最低必要とされる期間以上になる場合、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられます。

<例>アメリカの年金制度に20年加入した後、日本の制度に5年加入したアメリカ人の場合

→両国の加入期間を通算すると25年となるため、日本の最低必要年数25年を満たすことになり、日本の年金を受給することができる。ただし、年金額は5年分。

平成25年1月現在、日本は14カ国との間で社会保障協定を結んでいます。

協定を結んでいる国 (14カ国)	ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス
署名済み	イタリア、インド

\* イギリス、韓国、イタリアは「二重加入の防止」のみで、年金加入期間の通算は行われません。

## 2. 脱退一時金

社会保障協定がなく、日本の年金加入期間が最低必要年数を満たさない場合は、日本で保険料を支払っても老齢年金を受給することはできません。しかし、そのような短期在留外国人に対しては、脱退一時金という制度があります。

外国人が過去に障害年金等の給付を受けることなく、厚生年金(国民年金)の資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所がなくなった日から2年以内であれば脱退一時金を請求することができます。

【脱退一時金(厚生年金)】

平均標準報酬額×前年の保険料率の2分の1×掛率

<例>平均標準報酬額40万円、被保険者期間1年の人が平成25年1月に資格喪失して請求する場合

→400,000円×8.206%×12=約393,900円

被保険者期間	掛率
6月以上12月未満	6
12月以上18月未満	12
18月以上24月未満	18
24月以上30月未満	24
30月以上36月未満	30
36月以上	36

3年以下の場合、大体支払った保険料は戻ってくるような計算になります。なお、脱退一時金をもらおうと当然、その期間は被保険者期間ではなくなります。将来社会保障協定が結ばれる可能性や日本の年金受給資格期間の短縮についても考慮に入れたうえで請求するかどうかが判断しましょう。

## 3. 年金の受給資格期間の改正

今まで日本の年金制度では原則として最低25年加入しないと老齢年金を受け取ることができませんでしたが、法律が改正され平成27年10月より、受給資格期間が25年から10年に短縮されることになりました。この点も合わせて外国人労働者に説明してあげましょう。

ご不明な点がありましたら、弊所までご連絡ください。

## — 今月の主な労務・税務関連手続き —

・所得税の確定申告(3月15日まで)

## ● コラム ●

以前からこのコラムでも告知していましたが、私が編集委員として作成に携わりました書籍が発売されました。

「雇用形態別 人事労務のしごとと書式・文例」(新日本法規) 労務管理上の様々なケースを掲げて、正社員・パートタイマーなどの雇用形態に応じたしごとと書式例を掲載しています。約1000ページにも及ぶ加除式の本です。社労士三田会の会員21名で力を合わせて執筆しました。私も一部執筆をしています。ご興味のある方は私までご連絡をお願いします。(山口)